

告示第 81 号

太子町敬老お祝いチケット配付事業実施要綱を次のように定め、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 7 年 5 月 15 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町敬老お祝いチケット配付事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、太子町の発展に献身的に貢献された高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、福祉の増進に寄与するため、太子町敬老お祝いチケット（以下「チケット」という。）の配付事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大型店舗 店舗面積が 1,000 m²を超える小売店舗をいう。
- (2) タクシー 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者のうち、やすらぎタクシー運賃助成事業実施要綱（平成 24 年告示第 36 号。以下「やすらぎタクシー事業」という。）において、本町と契約した一般乗用旅客自動車運送事業を行うものが運行する一般乗用旅客自動車で、高齢者の利用に供するものをいう。

(配付対象者)

第 3 条 チケットの配付対象者（以下「配付対象者」という。）は、当該年度の 9 月 1 日現在において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により本町の住民基本台帳に記録されている満 75 歳以上の者とする。

(チケットの額等)

第 4 条 チケットの額は 1 人につき 3,000 円とし、1 枚あたりの券面金額は 500 円とする。

(チケットの使用期間)

第 5 条 チケットの使用期間は、各年度の 10 月 1 日から当該チケットを交付した日の属する年度の末日とする。

- 2 使用期間を超えたチケットは無効とする。

(損失等の責務)

第 6 条 町は、配付対象者がチケットを受理した後の損失及び滅失、窃盗等の責

務は負わないものとする。

(チケットの使用範囲等)

第7条 チケットは、チケット取扱店（以下「取扱店」という。）が取り扱う商品、サービス、またはタクシー利用料金の対価として支払えるものとする。

2 チケットは、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する取引等については、使用することができない。

- (1) 転売、譲渡及び現金への換金
- (2) 商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いものの購入
- (3) たばこの購入
- (4) 税金、振込手数料、公共料金等（電気、水道料金等）への支払
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品への支払
- (6) 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に係る支払
- (7) 出資及び債務の弁済
- (8) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に関する支払

3 チケットの券面金額の合計額が取引等の対価を上回る場合は、その上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。

(取扱店の登録申請等)

第8条 取扱店の登録を希望する者は、太子町敬老お祝いチケット取扱店登録申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。

2 取扱店として登録することができる者は、大型店舗を除く、太子町商工会に加入している事業者又は登録簿に登録されている所在地が町内で、かつ町内に事業所、店舗等を有する事業者とする。

3 町長は、第1項の申請に基づき取扱店としての登録を認定した場合には、太子町敬老お祝いチケット取扱店登録証（以下「登録証」という。）を取扱店に交付する。

4 やすらぎタクシー事業に該当する事業者として本町と契約している一般乗用旅客自動車運送事業者は、チケットの配付事業に際してその契約を引き継ぎ、タクシー事業者として登録認定を受けたものとする。

5 一度登録認定を受けた者は、太子町敬老お祝いチケット取扱店変更・廃止届出書を提出しない限り、各年度末に自動更新されるものとする。

(取扱店の責務)

第9条 取扱店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取扱店であることが町民に容易にわかるよう、取扱店の見えやすい場所に登録証を提示すること。
- (2) 取引を終えたチケットの裏面に、取扱店の名称を記入すること。
- (3) 第7条第2項に規定する取引等を行ってはならないこと。

- (4) 取引等において、チケットの受取を拒んではならないこと。ただし、チケットが破損、汚損等をし、その程度が大きい場合は、この限りではない。
- (5) チケットの交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (6) 使用されたチケットの保管は自らの責任において行うこと。
- (7) その他町長が定める事項

2 町長は、取扱店が前項に規定する事項に反する行為を行ったときは、当該取扱店の登録を取り消すことができる。

(チケットの換金)

第 10 条 町は、チケットが使用された場合は、取扱店に対し、そのチケットに記載された額面に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、取扱店は、取引等において使用されたチケット及び太子町敬老お祝いチケット請求書（以下「請求書」という。）を町長へ提出するものとする。

3 換金の方法は、請求書に記載された預金口座への振込とする。

4 第 2 項の規定によるチケット及び請求書の提出は、翌年度の 4 月 10 日までに行わなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、町長が別に定める。